

SU LETTER



株価が3種類もある！？ Part 1

～基本的な株式評価の方法について～



こんにちは。SUパートナーズ税理士法人の乾です。

今年ももう12月に入りましたね。早いものです。

この時期になると税理士業界では気になることが2つあります。

1つは忘年会！・・・ではなく、下旬に発表される税制改正の大綱です。そしてもう一つは税理士試験の合格発表です。

普通の人には12月と言えばクリスマスでしょうが、私たちは合格して何年経っても12月と言えば税理士試験の合格発表と思ってしまう悲しい性です。。。

それはさておき今年の税制改正では事業承継税制の大幅な緩和がされるかもしれません。情報が入り次第関係される皆様にはお知らせする機会を設けたいと思います。

株価が3種類？

経営者の皆様は**自社の株価がいくらか**ご存知でしょうか？

上場会社ですと株価は1つですが、非上場会社の株価は場面により**3つあること**を知っていらっしゃいますか？

その内容を3回にわたりご紹介してまいります。まず今回は**非上場株式の基本的な計算方法**についてです。

平成29年改正による影響も確認していきたいと思っております。

評価の基 財産評価基本通達

まず株価計算について書いてあるものに、相続税の「財産評価基本通達」というものがあります。

これは法律ではなく税務当局のなかでの内部文書です。行政を行う上でのガイドラインのようなものですね。

通達の178～189に「取引相場のない株式」についての規定があります。

イメージをつかんでいただくために大まかに記載致します。

2つの評価方式について&大中小会社について

類似業種比準価額方式と**純資産価額方式**という2つの計算方法（原則的評価）があります。

（そのほか少数株主のために特例として**配当還元価額方式**（特例的評価）がありますが、ここでは割愛します。）

・類似業種比準価額というのは、**同業種の上場会社の株価と比較して評価する方法**です。

・一方、純資産価額というのは会社の資産から負債を差し引いた**純資産をもとに評価する方法**です。

通達の一定の基準（売上、従業員数、総資産価額）によって、対象となる会社を**大・中（中の中でも3つに分かれます）・小**に区分します。

大会社は**類似**、中会社は**類似と純資産の折衷**、小会社は**純資産で評価**するといったイメージです。

このように話しますと「うちは上場会社ではなく、小さな会社だから純資産価額だな」と社長様が謙遜も込めて話されることが多いです。

しかし、一般的には類似業種比準価額<純資産価額となることが多く、そうなると中小企業の社長様は逆に「何とか類似にならないものか？（大会社に近づけないものかと）」と税理士に相談されます。やりようがある場合もあります。

類似業種比準方式の算式

では類似業種比準価額の算式を見てみます。

$$A \times \left(\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} + \frac{d}{D}}{3} \right) \times \begin{pmatrix} \text{大会社} & 0.7 \\ \text{中会社} & 0.6 \\ \text{小会社} & 0.5 \end{pmatrix}$$

Aは同業種の上場会社の株価を持ってきます。もちろん自由に持ってこられるわけではなく国税庁が発表しているものを使います。

カッコ書きの中の、B（配当）、C（利益）、D（純資産）は、同業種の上場会社の要素を持ってきます。そしてb、c、dが自社の要素となり、**上場会社との対比で比率を計算**することになるのです。

b、c、dが小さければ株価が下がるということになりますよね。

平成 29 年税制改正の影響

H28 年までは下記のように利益の比率部分を3倍して計算する形となっていました。

$$A \times \left(\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D}}{5} \right) \times \begin{pmatrix} \text{大会社} & 0.7 \\ \text{中会社} & 0.6 \\ \text{小会社} & 0.5 \end{pmatrix}$$

そのため**利益が順調に出ている会社の株価は高く評価**されていましたが、改正により**納税者有利になった**と言えるでしょう。

一方、現在の業績は芳しくはないが過去は儲かってしよがなかったというような会社は、**純資産がたまっているか**と思います。

そのような会社は今までより**株価が上がる傾向**ではないかと想定しています。

もう一つ影響がある改正があります。

比較対象となる上場会社の要素ですが、税制改正により**上場会社の「単体決算」の数値から「連結決算」の数値へ**と変更となるため現況では**数値自体が高くなる傾向**にあります。

これは株価評価の方向性としては下がる方向となり納税者にとっては有利となります。

改正による自社の株価の影響を知っておくことは事業承継対策や相続対策においては必須です。

株価評価を再計算されることをお勧めいたします。

さて来月はいよいよ！3つの株価についてお話ししてまいります。



代表 阿部 幸宣

横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階

TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052

港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ フロントタワー RoP701 号室

TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

SUレターの配信ご希望の方はこちら↓↓

info@supt.jp

までご連絡ください。

※SUレターのメルマガ購読は無料です。